

平成29年塩尻市議会5月臨時会

総務生活委員会会議録

○日 時 平成29年5月9日（火） 午前10時42分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第 1号 塩尻市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第 2号 塩尻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

議案第 3号 塩尻市個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第 5号 財産の無償貸付けについて

○出席委員

委員長	横沢	英一	君	副委員長	平間	正治	君
委員	永井	泰仁	君	委員	柴田	博	君
委員	永田	公由	君				

○欠席委員

委員 中原 巳年男 君

○説明のため出席した理事者・職員

省略

○議会事務局職員

事務局長 竹村 伸一 君 事務局次長 横山 文明 君

午前10時42分 開会

○委員長 おはようございます。ただいまから5月臨時会の総務生活委員会を開会いたします。なお、中原委員から欠席の届け出がありましたので、御報告をいたします。

審査に入る前に理事者から挨拶があればお願いをいたします。

理事者挨拶

○副市長 総務生活委員会を開催いただきまして大変ありがとうございます。よろしく御審査をお願い申し上げて御挨拶とさせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。本日の日程ですが、別紙委員会付託案件表のとおり、当委員会に付託されました議案の審査をすることといたします。

次に、本年度初めての委員会ですので、4月に異動されました課長級以上の職員で本日出席されております職員の自己紹介をしていただきます。なお、委員には職員の名簿を配付しておりますので、その他の職員につきましては名簿により紹介にかえさせていただきます。それでは総務部からお願いをいたします。

〔職員自己紹介〕

○**委員長** ありがとうございます。ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、簡潔明瞭な説明、質問、答弁を心がけていただきますよう、御協力をお願いいたします。また、発言に際しましては必ずマイクの使用をお願いいたします。議事進行への御協力をお願いいたします。

議案第1号 塩尻市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

○**委員長** それでは、議案第1号塩尻市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○**人事課長** では、議案第1号をお願いいたします。議案関係資料を用いまして進めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。1ページをお願いいたします。塩尻市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、雇用保険法の一部が改正されたことに伴いまして、必要な改正をお願いするものでございます。

概要でございますが、失業している退職者に対する退職手当の支給に係る規定につきまして、延長給付の対象となる者を加えるものなどがございます。

それでは新旧対照表を用いまして詳細を説明させていただきますので、次のページをお願いいたします。まず、今回の改正でございますが、第10条の改正と附則の改正となります。

まず、10条の改正でございますが、10条につきましては雇用保険法との関連で失業者の退職手当、これにつきまして規定をしている条文でございます。市の職員が退職した場合でございますが、退職時に支給された退職手当の額が雇用保険法の失業等給付相当額に満たない場合で一定期間失業している場合は、その差額分を特別の退職手当として支給しようとするものでございます。

そこで、今回の改正は、10条の第10項に新たな規定を加えるものでございます。なお、10条第10項の規定でございますが、先ほど申し上げました特別の退職手当が受けられる職員につきまして、雇用保険法に定めま基本手当の給付日数の延長をすることができる事由に該当する場合には、この延長にかかります基本手当に相当する退職手当を支給するための規定でございます。

現行が1号、2号、3号と3つございますが、1号につきましては、指示を受けまして公共職業訓練等を受ける場合は、訓練終了まで延長できるというもの。また、2号につきましては、広域職業紹介活動を行わせた場合は90日を限度として延長できるという内容。また、3号につきましては、全国的に失業状況が悪化している場合でございますが、そういった場合は前受給者について90日を限度として延長するという場合でございます。なお、この延長する前の所定の給付日数でございますが、90日から150日ということになっております。そこで、ここで新たに改正案の第2号を加えるものでございますが、この第2号に該当することになれば、所定の給付日数を超えて基本手当を支給できるということとするものでございます。

まず、この改正案の2号のアでございますが、アにつきましては、特定退職者、これは倒産とか解雇、行政の場合は解雇の退職者でありまして、雇用保険法の規定各号というものでございますが、1号が心身の状況が悪い、難病だとか発達障害というような状況の人。又は、今度は第2号になりますが、激甚災害により被害を受けたために離職を余儀なくされた者、又は、激甚災害によって職業につくことが困難な地域に住んでいる者というものでございます。そしてかつ、再就職支援促進のために職業安定法に基づきます職業指導をすることが適当である者、というものがアの規定でございます。

また、イでございますが、厚生労働省令で定める理由によって就職が困難な者という規定がございますが、この規定は、身体的あるいは知的、また精神障害、こういった障害によって就職が困難な者ということでございます。こういった者で、次の24条第2項第1号云々という規定に、先ほどと同じように、激甚災害によって被害を受けたために離職を余儀なくされた者又は先ほどの激甚災害によって職につくことが困難な地域に居住する者であって、なお、さらに職業指導を行うことが適当な者であるということでございます。こういった場合、60日あるいは120日間延長することができるという規定でございますが、本市の職員の関係では該当する者はいないというふうに考えられます。

次に、第11号の改正でございます。新旧対照表の次のページをお願いをしたいと思います。第11項につきましては、基本手当に相当する退職手当に付加して支給される退職手当の内容を定めた項でございます。上から4行目以降にございますが、その付加できる内容は技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就職促進手当、移転費、求職活動支援費、こういったものを付加できるという規定でございますが、そのうちの第5号が移転費という項目でございます。

この移転費というものは、紹介されました職業につくために、あるいは職業訓練を受けるために住所とか住んでいる場所を変更しなければならない場合、交通費とか引越料など移転に要する費用を支給する規定でございますが、改正前は、この紹介した職業は公共職業安定所の紹介した職業という規定でございますが、これに加えまして、公共職業安定所と連携しながら行います特定地方公共団体、これは無料の職業紹介事業を行う地方公共団体のことでございます。それと職業紹介事業者、これは厚生労働大臣の許可を得て有料または無料の紹介事業を行う者でございますが、この両者の紹介した職業につく者も加えられたものでございます。

次に、附則の改正でございます。この附則の改正につきましては、この本則で、今、規定された事項に対しまして、暫定的な措置を講ずる措置で附則に7項を加える規定でございます。7項は新たに加えられるものでございまして、先ほどの10条第10項の規定の適用につきまして、給付日数の延長事由に雇用保険法で改正されました項の附則第5条を加えるものでございます。

この附則第5条というものは、給付日数の延長に関する暫定措置の規定でございまして、離職の日が平成34年3月31日以前である資格者であり、雇用情勢が悪い地域に居住する人であり、かつ、職業指導が必要だという者のことございまして、この該当する者には60日間給付日数を延長するという暫定措置を5年間実施するという内容でございます。この附則、4ページのこの新旧対照表には長くこう書いてございますが、一番下にありますウの規程をふやすものでございまして、これは先ほど申し上げましたように、雇用情勢が悪い地域に居住し、職業指導が適当である者だという内容でございます。これを加えるという内容でございます。

いずれにいたしましても、本市の職員には該当する者がいないものと推測されますので、よろしくお願

ます。以上でございます。

○**委員長** それでは質疑を行います。委員の皆様から質問ありませんか。

○**永井泰仁委員** この失業者の退職手当の第10条の関係等々で、塩尻市の職員はね、該当者はいないということですが、これらに該当するかどうかということは、本人から申請なのか、あるいは市の人事課の職員管理のほうでそれに該当するのか、もしそういう人があった場合には、どういう形で手続きを進めるのか説明してください。

○**人事課長** これにつきましては、本人がハローワーク等へ行きまして、そこで申請をするという形になります。失業という状態でございますが、単にやめてしまった、それだけでは該当にならなくて、失業して職をハローワークで探している状態、あるいは働く意思があるというような状態を示すものでございます。以上でございます。

○**委員長** どうですかね。よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○**委員長** ありがとうございます。それでは質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第1号については議案のとおり認めることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第1号塩尻市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第2号 塩尻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

○**委員長** 議案第2号塩尻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○**消防防災課長** それでは、議案関係資料の5ページをお願いします。提案理由でございますけれども、非常勤消防団員に係る損害補償の基準を定める政令の一部が平成29年4月1日に改正されたことなどに伴い、必要な改正をするものでございます。

概要につきましては、一般職の給与に関する法律の改正により扶養手当支給額が改定されたことから、損害補償に係る補償基礎額について扶養親族がある場合における加算額を改定するもの、及び非常勤水防団員に係る規程を削るものです。この条例は公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものでございます。

9ページの新旧対照表をお願いします。第5条第3項の補償基礎額でございますけれども、第1号の配偶者の場合、加算額は433円から333円に減額になります。次に、第2号の22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき、加算額は217円から267円に増額になり、また、この場合、配偶者がいない場合の加算額が367円から333円に減額になります。また第1号及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人について300円が加算されます。第5条第4項では、扶養親族のうち第3項の規定によ

る額に加算する年齢を満年齢から数え年に改正するものです。

また、非常勤水防団員にかかわる部分、第1条、第2条、第3条、第5条、第18条の2でございますが、現在、水防団という組織はなく、また、長野県も本年2月に要綱の改正時、水防団員にかかわる部分を削っておりますので、同様の改正を行うものです。

それ以外につきましては、用語の整理をしたものでございます。なお、配偶者にかかわる扶養手当は1万3,000円から1万円に約23%減額となり、子どもにかかわる扶養手当は6,500円から8,000円に約23%増額となっております。また、現在、改正に伴い影響を受ける対象者はありません。以上でありますのでよろしく願いいたします。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆様から質問ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第2号につきましては原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第2号塩尻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第3号 塩尻市個人情報保護条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第3号塩尻市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○庶務課長 それでは、同様に議案関係資料14ページからになりますが、議案第3号塩尻市個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして御説明をいたします。

まず1番、提案理由でございますが、行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律、こちらが平成29年5月30日に施行されることに伴い、必要な改正をするものでございます。こちらのほうにつきましては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が一部改正することに伴うものでございます。

経過を申し上げますと、個人情報の保護に関する法律が平成17年に全面施行されてから、情報通信技術の発達によりまして、個人情報の利用が拡大してまいりました。それに伴いまして、個人情報に該当するかどうかという判断が困難な、いわゆるグレーゾーンを解消するために、個人情報に該当するかどうかを明確にするための解消に伴う法律の改正でございます。地方公共団体におきましても、この法律に基づきまして、地域の実情に応じた適切な個人情報の改正を行うということで、本市におきましても、この全面施行に伴う時期に応じまして改正を行うものでございます。

2の概要でございますが、個人情報の定義に、特定の個人の身体の一部の特徴を変換した個人識別符号を含む

ものとするものでございます。個人識別符号、こちらのほうにつきましては、保護の対象をより明確にするために個人識別符号ということで、身体の一部の特徴を変換した符号又はサービスの利用、商品の購入、若しくは書類に付される符号を個人情報とすることで明らかにしました。具体的には、指紋データ、それから顔認識データ、旅券番号、免許証の番号等が、この種類の個人情報のイに該当するというようになっております。

それから、それ以外に、要配慮個人情報というものがございます。こちらにつきましては、本人に対する不当な差別または偏見が生じないように、人種、信条、病歴等含まれる個人情報ということになっております。

それでは、3の新旧対照表によりまして説明をさせていただきます。15ページからになります。まず15ページに第2条ということで定義がございます。こちらのほうが現行が(2)第2号になりますが、個人情報の定義が、特定の個人が識別される、又は識別され得るものということで、定義が明確にはなっておりません。これを法律に基づきまして、左の改正案2号のアになります。当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録された音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項)になります。なお、アにつきましては、個人識別符号以外のものということをお願いをしたいと思います。

それから、イで個人識別符号ということで規定をしてございます。こちら、次のページ、16ページをごらんいただきたいと思いますが、こちらのほうにつきましては、先ほど申しました要配慮個人情報、塩尻市では取扱い制限という項目になります。

第7条になりますが、(1)から(4)、1号から4号までになりますが、思想、信条、宗教、それから人種、民族、犯罪歴、社会的差別の原因になるおそれのある事実。これを法律の改正に伴いまして、法律に見合った改正を行うということで、それぞれ(1)の人種から、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、それから犯罪による害を被った事実、あと、その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮するものということで規則で定める記述等ということになっております。こちらのほうにつきましては、いずれにしても、法律の改正に伴う用語の変更になっております。

それから、8条の関係。こちらのほうの変更につきましては、先ほどの第2条の定義の変更に伴う変更でございます。

それから、17ページの第21条につきましても、電磁的記録の括弧書きがございますが、これも第2条でうたっておりますので、こちらの部分を削除ということにしております。

それではちょっと戻りまして、14ページの条例の施行等の関係でございますが、先ほど申しました政令の変更に伴い平成29年5月31日から施行するということでございますが、ただ、こちらのほうにつきましては、先ほどの第7条の関係で取扱い制限がございましたが、こちらのほうで病歴、犯罪により害を被った事実等は、第7条でうたっております審査会の意見を聞く等の状況がございますので、施行につきましては準備期間を設け、平成29年10月1日から、こちらのほうについては施行ということで考えておりますので、よろしく願います。私からは以上です。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆様から質問はありませんか。

○永井泰仁委員 この塩尻市情報公開・個人情報保護審査会の意見等を聞くということがありますが、審査会のメンバーと、審査会は大体何回ぐらい開催されてますか。

○**庶務課長** 審査会につきましては、現在5名ということで行っております。こちらのほうにつきましては、現在、商工会議所の会頭が会長になっておりまして、あと、松本歯科大の病院長と言いますか理事長、それからあと山根弁護士さん、信州大学名誉教授の村上範明さん、NPOの関係で小笠原さん、ということになっております。通常審査会については年2回ということで行っております。ですので、今回の7条の關係に伴いまして、今後この分についてはふえてくるかなというような状況で考えております。以上であります。

○**柴田博委員** 2条の(2)のところのAのところ、氏名、生年月日、その他の記述等。その他の記述っていうのは、氏名と生年月日の他にはどんなもんがあるんですか。

○**庶務課長** 係長のほうから答弁いたします。

○**行政係長** 説明資料15ページの第2条の第2号でございますけれども、記述等のところの後に括弧書きで書いてありますけれども、その下4行目、又は音声、動作、その他の方法を用いて表された一切の事項ということでありまして、個人情報を含むもの一切の事項ということで、まだちょっとグレーゾーンは残るんですけれども、今現在、法の守備範囲で表される記述としては、これが最適な方法ということで、本市も合わせて改正するものであります。

○**柴田博委員** よくわからないけど。氏名とか生年月日っていうのは当然わかるけど、それ以外にどんな項目がそれに該当するのかっていうこと。どんなものなのか。

○**行政係長** 済みません。同じく、そのAの項目の下から3行目をごらんいただくと、後半部分に括弧書きで、他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含むと書いてありまして、単独では、例えば身体的特徴で言えば、足を引きずって歩いているとか、認知症があるとか、そういう単体ではその人だと特定はできないんですが、それらが全て集まったときに、ああ、この方だっていうふうに特定されるもの全てということになりますので、そういう表現になっております。

○**柴田博委員** 済みません。例えば、よく氏名、生年月日のほかに住所とかも入ってますよね。そういうのはどこに該当するわけ、住所なんていうのは。

○**行政係長** 当然ですね、住所も個人情報に含まれておりますけれども、これも住所単体では、お一人世帯でしたらその方だっかわかるんですけれども、その住所だけでは一人の個人っていうのは特定できませんけれども、それらが生年月日と合致したときに一人の人間が特定されますので、そういう解釈で先ほどの括弧書きで書いてあります。

○**副委員長** 16ページ第7条の關係で、取り扱っているのは、長い項目がふえるということになると思うんですが、一部は10月1日から施行というふうに今聞こえたんですが、特にその間で支障が生じることはないのか。それと、その一部の10月1日施行については、附則か何かで定めるわけですか。

○**庶務課長** 今お話があったとおり、特別、現在のところ支障はございませんが、いずれにしても、塩尻市のほうは、このような形で事前に個人情報についてはある程度進んでいる部分がありますので、定義を明確にしたという部分で、条文に上げてきたということで、10月1日から施行の分については、附則のほうで、また決めていくというような形になると思いますけど。ちょっと詳細のほうについては、係長から。

○**行政係長** 議案のほうをごらんいただきたいんですが、議案第3号の附則第1項におきまして、ただし書がございます。第1項のほうです、ただし、第7条の改正規定は同年10月1日から施行するとありまし

て、第7条の改正規定については10月1日から施行ということになります。

また、課長の補足でございますけれども、この半年間の猶予、準備期間を設けた理由といたしましては、先ほど説明もありましたとおり議案説明資料16ページにありますとおり、4号の病歴または6号の犯罪により害を被った事実、この2つについては今現在フリーで扱っておりますので、これについて庁内的に洗い出しをして個人ファイルの登録簿に登録する等、取り扱いができる環境を整える必要があるということで、半年間猶予をいただいております。

○委員長 他にはよろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○委員長 ありがとうございます。それでは質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第3号について、議案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第3号塩尻市個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第5号 財産の無償貸付けについて

○委員長 議案第5号、財産の無償貸付けについての議題といたします。説明を求めます。

○情報政策課長 それでは議案関係資料のほうで説明させていただきたいと思っております。20ページをお願いいたします。財産の無償貸付けについてということでございます。提案理由でございます。財産を無償で貸し付けることについて、「地方自治法」第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

2、概要でございます。(1)貸付財産でございます。土地。ア、所在地、塩尻市大門一番町516番8ほか1筆でございます。具体的には、塩尻情報プラザのにぎわい屋外シアターの場所になります。イ、面積としては、660平米となっております。

(2)相手方です。塩尻市大門一番町12番2号、一般財団法人塩尻市振興公社になります。

(3)貸付期間です。平成29年5月10日から平成60年3月31日までとさせていただきます。

(4)貸付目的でございます。オープンイノベーション施設の建設により、企業誘致及び人材の集積を促進し、中心市街地により多くのにぎわいの創出を図るため、ということになってございます。以上でございます。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆様から質問ございますか。

○副委員長 この無償貸付けについて、異議を申し上げるものじゃありませんけれども、これを市の規定で貸し付けた場合は幾らになるわけですか。

○情報政策課長 この土地につきましては、総務省からの補助金で買ったものになっておりまして、総務省の一般会計補助金に係る財産処分承認基準に、無償貸付けのみを認めるとなっておりまして、市のほうで有料で貸し付けることができない土地になっておりますので、よろしく申し上げます。

○副委員長 その期限はありましたっけ。無期でしたっけ。

○情報政策課長 期限は平成60年3月31日までとさせていただきます。期間は30年と9か月となっています。

○副委員長 それは、いつになるわけですか。

○情報政策課長 それは平成60年3月31日までとなっております。

○副委員長 それ以後は、有償貸付けをするってことですか。

○情報政策課長 その時点での判断になると思いますので、現在のところでは、決定はしておりません。

○副委員長 ちょっと長くなって申しわけないんだけど。現時点での理由が、無償貸付けしかできないっていうのが、60年3月31日までっていうことですよ。だから、それはまあそれで仕方ないと思いますけれども、その時に考えるのもいいんでしょうけど、現実として今一般的に貸せたら幾らになるかっていうことは、資料として自分たちとして持っているべきものであって、それもなしに、ただ無償ですよってこと、それはそれなりの理由があると思いますけれど、裏の数字っていうのはきちんと確認しておいたほうがいいっていうふうに、これは申し上げておきます。意見として。

○柴田博委員 関連して今のところですけども、無償貸付けしかできないという期間が平成60年までっていうのは随分長いように思いますけど、それ、決まりの中では何十年間という決まりがあるわけですか。

○情報政策課長 期間につきましては、借地借家法の規定に基づきまして30年以上という形になっておりますので、30年を超えた期間で年度末の日付を設定させていただきます。

○柴田博委員 違う違う、総務省からの補助金をもらったときの規定で無償貸付けしかできないっていうことでしょ、その規定が。今の説明では平成60年まではできないということだと言うんで、そうすると、その期間というのは、当然40年とか40年以上とかっていう長い期間になるわけだけど、それはどっかでそういう決まりはあるんですか。

○情報政策課長 総務省のほうの規定のほうでは、無償貸付けの期間の規定はございませんので、期間については、借地借家法のほうで規定させていただいてという形になります。

○柴田博委員 違う違う、わからないかな。平間さん言って。

○副委員長 私が聞いたのは、その条件の中で無償貸付けしかできないっていうふうになってるんで、そういうふう定められている期間はいつまでかとお聞きしたんですよ。そしたら、平成60年の3月31日までっていうから、そらまあ仕方ないなことなんだけど。ですが、それはもう1回確認しますが、あらかじめ総務省からの無償貸付けしかできませんよって言うてる期間っていうのは、じゃあ、いつからいつまでなんですか。いつからいつ。

○情報政策課長 総務省のほうの補助金の基準に基づく部分では、法の縛りでは30年となっておりますので、それと借地借家法とを両方照らして30年としました。

○副委員長 だから、いつからいつまで。

○情報政策課長 今回、貸付けする日付から30年になりますので。

○副委員長 違う違う、違う違う。もともとの総務省が、そこは無償貸付けしかできませんよって言うてる期間というのは、払い下げを受けた時からなわけですよ。

○情報政策課長 財産処分をした期間からです。

○副委員長 財産処分でいい。それはいつからいつ。

○情報政策課長 それは平成29年3月26日からです。届け出をした日からということになっておりまして、届け出を受理していただいた日、あ、違う。

○永田公由委員 財産無償貸付けをした時点から30年っていう期間。

○情報政策課長 そうです。済みません、ちょっと説明がうまくなくていけないんですが、もともと土地自体を買っているのが、平成10年に補助金で買っておりまして、その土地の処分を平成29年に届け出をさせていたしまして受理していただいておりますので、その受理を受けてから30年という格好になりますので、最初買ったときに、その補助金の要項がそうなるってことではないので。本来であれば、ずっと処分をしなければずっと補助金対象の土地ということで、ほかの用途には転用できないので、あくまで処分の申請をして受理していただいた日からという形になります。

○副委員長 その適化法との関係はどうなっているわけですか。そういうことか。期限ありますよね、適化法の。だから未来永劫にわたって、それをそういうふうに使えばいけないっていうことはないと思う。

○情報政策課長 土地のほうの処分に関しましてはですね、総務省のほうでは36年というようになっておりまして、取得から36年間はその目的に応じて使用するということになってございます。今回においては、目的がまちなかの賑わい創出という補助金を使って買ってございまして、目的としては今回も新たな建物を建てた上でも、地域のにぎわいの創出という意味では目的を変更してございませぬので、御了解いただければと思います。

○副委員長 まあ、いいわ。

○委員長 いいですね。それでは質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第5号については、議案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第5号財産の無償貸付けについては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件につきましては、審査を終了といたします。

理事者から御挨拶あれば、お願いをいたします。

理事者挨拶

○市長 御審査をいただきまして、提案をいたしました全ての議案に対しまして、お認めをいただきまして、大変ありがとうございました。どうもありがとうございました。

○委員長 ありがとうございました。以上をもちまして、5月臨時会総務生活委員会を閉会といたします。お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午前11時24分 閉会

平成29年5月9日（火）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務生活委員会委員長 横沢 英一 印